

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)利用料一覧表(加算型)No.1

介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。

以下は、負担限度額認定を受けられ、食費、滞在費が非該当となられた方の1日あたりの自己負担額です。

〈※〉下記合計金額には、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の51円が加算されてます。

【多床室(2人～4人部屋)】								
	介護予防短期 入所療養介護費	滞在費	食費 (朝・昼・夕)	日常生活品費 (シャンプー等)	夜勤職員 配置加算	個別リハビリ テーション実施 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1日合計
要支援1	613 円	437 円	1,445 円	300 円	24 円	240 円	18 円	3,128 円
要支援2	774 円	437 円	1,445 円	300 円	24 円	240 円	18 円	3,289 円

【個室(従来型個室)】								
	介護予防短期 入所療養介護費	滞在費	食費 (朝・昼・夕)	日常生活品費 (シャンプー等)	夜勤職員 配置加算	個別リハビリ テーション実施 加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1日合計
要支援1	579 円	1,728 円	1,445 円	300 円	24 円	240 円	18 円	4,385 円
要支援2	726 円	1,728 円	1,445 円	300 円	24 円	240 円	18 円	4,532 円

〈※〉尚、被爆者健康手帳をお持ちの方で、個室をご利用される方は、滞在費、食費、日常生活品費(トイレトペーパー・石鹸・シャンプー・ペーパータオル等)の合計金額(3,473円/1日)となります。また、多床室をご利用の方は(2,182円/1日)となります。

〈※〉個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240円が加算されます。

〈※〉サービス提供体制強化加算とは、国が掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算します。

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ):介護福祉士80%以上、勤続10年以上介護福祉士35%以上のいずれかに該当。

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ):介護福祉士60%以上。

○サービス提供体制強化加算(Ⅲ):介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかに該当。

〈※〉下記の内容は、国が定めた基準10項目の点数の合計によって、導き出された施設基準です。

○超在宅強化型:70点以上(在宅強化型施設サービス費+在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ))

○在宅強化型:60点～69点(在宅強化型施設サービス費)

○加算型:40点～59点(基本施設サービス費+在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ))

○基本型:20点～39点(基本施設サービス費) ○その他型:0～19点

*その他、別途料金が発生するサービスがございますので、担当者に確認(相談)をお願い致します。

◇ 別途料金

①	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日(7日を上限)
②	若年性認知症利用者受入加算	120円/日
③	送迎加算(片道あたり)	184円/回
④	総合医学管理加算	275円/日(10日を上限)
⑤	療養食加算	8円/回(1日3回を限度)
⑥	緊急時治療管理	518円/日

(※)当施設では、厚生労働大臣が定める基準適合しているため、介護職員等処遇改善加算(V)(1)が1月につき加算されます。

介護職員等処遇改善加算(V)(1)

・所定単位数(基本サービスに各種加算・減算を加えた1月あたりの総単位数)×67/1000